

鈴鹿亀山地区広域連合第 8 期介護保険事業計画

基幹型包括支援センター及び地域包括支援センターの設置と公募について（案）

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

1 概要

第 8 期介護保険事業計画において令和 3 年 4 月 1 日より、日常生活圏域を鈴鹿市 4 圏域から 8 圏域、亀山市 1 圏域から 2 圏域に再編することから、地域包括支援センターを鈴鹿市 8 か所、亀山市に 2 か所に法人委託によりそれぞれ設置する。

また、鈴鹿市、亀山市に地域包括支援センターを統括する基幹型包括支援センターを 1 か所ずつ法人委託により設置する。

2 委託法人選定方法

基幹型包括支援センターについては、地域包括支援センター運営の実績と経験、また、現在行っている地域包括支援センター業務の引継ぎ等の事情を鑑み、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると考えられることから、鈴鹿市社会福祉協議会、亀山市社会福祉協議会に随意契約することとし、地域包括支援センターは公募により法人を選定する。

3 公募対象地域包括支援センターの担当地域

- ・ 日常生活圏域再編案 別紙 1 のとおり
- ・ 区域（鈴鹿市は地域づくり協議会の区域を基本に設定）

圏域 協議会	区域
西部 A 国府 庄野 牧田 井田川	国府町 住吉町 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 平野町 八野町
	庄野町 庄野東一丁目 庄野東二丁目 庄野東三丁目 庄野共進一 丁目 庄野共進二丁目 庄野共進三丁目 庄野羽山一丁目 庄野羽 山二丁目 庄野羽山三丁目 庄野羽山四丁目 汲川原町
	甲斐町 弓削町 岡田町 平田町 算所町 算所一丁目 算所二丁 目 算所三丁目 算所四丁目 算所五丁目 平田一丁目 平田二丁 目 平田新町 平田中町 阿古曾町大池一丁目 大池二丁目 大池 三丁目 平田本町一丁目 平田本町二丁目 平田東町 弓削一丁目 弓削二丁目 岡田一丁目 岡田二丁目 岡田三丁目
	小田町 和泉町 西富田町 中富田町
西部 B 加佐登 石薬師 久間田	加佐登町 加佐登一丁目 加佐登二丁目 加佐登三丁目 加佐登四丁 目 高塚町 津賀町 広瀬町
	石薬師町 上野町 上田町 自由ヶ丘一丁目 自由ヶ丘二丁目 自由 ヶ丘三丁目 自由ヶ丘四丁目
	下大久保町 岸田町 花川町

椿 深伊沢 鈴峰 庄内	大久保町 山本町 椿一宮町
	深溝町 三畑町 追分町
	伊船町 長澤町 小岐須町 小社町
	東庄内町 西庄内町
北部A 河曲 一ノ宮 神戸	河田町 野辺町 野辺一丁目 野辺二丁目 竹野町 竹野一丁目 竹野二丁目 木田町 国分町 采女が丘町 山辺町 十宮町 十宮一丁目 十宮二丁目 十宮三丁目 十宮四丁目 須賀町 須賀一丁目 須賀二丁目 須賀三丁目
	一ノ宮町 高岡町 池田町 高岡台一丁目 高岡台二丁目 高岡台三丁目 高岡台四丁目 高岡台五丁目
	神戸本多町 神戸地子町 神戸寺家町 神戸一丁目 神戸二丁目 神戸三丁目 神戸四丁目 神戸五丁目 神戸六丁目 神戸七丁目 神戸八丁目の一部 神戸九丁目
北部B 長太 箕田 若松	北長太町 南長太町 長太新町一丁目 長太新町二丁目 長太新町三丁目 長太新町四丁目 長太旭町一丁目 長太旭町二丁目 長太旭町三丁目 長太旭町四丁目 長太旭町五丁目 長太旭町六丁目 長太栄町一丁目 長太栄町二丁目 長太栄町三丁目 長太栄町四丁目 長太栄町五丁目
	林崎町 南林崎町 上箕田町 中箕田町 下箕田町 南堀江町 北堀江町 林崎一丁目 林崎二丁目 上箕田一丁目 上箕田二丁目 中箕田一丁目 中箕田二丁目 下箕田一丁目 下箕田二丁目 下箕田三丁目 下箕田四丁目 南堀江一丁目 南堀江二丁目 北堀江一丁目 北堀江二丁目
	若松中一丁目 若松中二丁目 若松西一丁目 若松西二丁目 若松西三丁目 若松西四丁目 若松西五丁目 若松西六丁目 若松東一丁目 若松東二丁目 若松東三丁目 若松北一丁目 若松北二丁目 若松北三丁目 北若松町 中若松町 南若松町の一部 岸岡町の一部
中部A 稲生 飯野	稲生町 稲生西一丁目 稲生西二丁目 稲生西三丁目 稲生一丁目 稲生二丁目 稲生三丁目 稲生四丁目 稲生こがね園 稲生塩屋一丁目 稲生塩屋二丁目 稲生塩屋三丁目 鈴鹿ハイツ 野村町 野町 寺家町の一部 野町中一丁目 野町中二丁目 野町中三丁目 野町西一丁目 野町西二丁目 野町西三丁目 野町南一丁目 野町東一丁目 野町東二丁目
	西條町 西条一丁目 西条二丁目 西条三丁目 西条四丁目 西条五丁目 西条六丁目 西条七丁目 西条八丁目 西条九丁目 飯野寺家町 安塚町 地子町 三日市町 三日市一丁目 三日市二丁目 三日市三丁目 三日市南一丁目 三日市南二丁目 三日市南三丁目 道伯町 道伯一丁目 道伯二丁目 道伯三丁目 道伯四丁目 道伯五丁目

中部 B 玉桜	肥田町 柳町 土師町 岸岡町の一部 西玉垣町 北玉垣町 東玉垣町 南玉垣町の一部 安塚町の一部 矢橋町 矢橋一丁目 矢橋二丁目 矢橋三丁目 桜島町一丁目 桜島町二丁目 桜島町三丁目 桜島町四丁目 桜島町五丁目 桜島町六丁目 桜島町七丁目 石垣一丁目 石垣二丁目 石垣三丁目 南玉垣町の一部 末広東
南部 A 白子 鼓ヶ浦 愛宕 旭が丘	白子町の一部 白子一丁目 白子二丁目 白子三丁目 白子四丁目 白子駅前 白子本町 江島本町の一部 寺家町の一部 寺家三丁目 寺家四丁目 寺家五丁目 寺家六丁目 寺家七丁目 寺家一丁目 寺家二丁目 寺家八丁目 東磯山二丁目的一部 東磯山三丁目 東磯山四丁目 江島町の一部 江島本町の一部 東江島町 北江島町 中江島町 南江島町 江島台一丁目 江島台二丁目 岸岡町の一部 南若松町の一部 東旭が丘一丁目 東旭が丘二丁目 東旭が丘三丁目 東旭が丘四丁目 東旭が丘五丁目 東旭が丘六丁目 東旭が丘七丁目 中旭が丘一丁目 中旭が丘二丁目 中旭が丘三丁目 中旭が丘四丁目 南旭が丘一丁目 南旭が丘二丁目 南旭が丘三丁目 白子町の一部 江島町の一部 岸岡町の一部 南玉垣町の一部
南部 B 栄(栄) 栄(郡山) 天名 合川	磯山町 磯山一丁目 磯山二丁目 磯山三丁目 磯山四丁目 東磯山一丁目 東磯山二丁目 五祝町 秋永町 中瀬古町 郡山町 越知町 中瀬古町の一部 御菌町 徳田町 三宅町 長法寺町 徳居町
亀山 1	調整中
亀山 2	調整中

4 応募資格

包括的支援事業及び指定介護予防支援事業などの業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができ、かつ次の要件を満たす法人であること。

(1) 応募する圏域内にセンター（指定介護予防支援事業所の指定を含む）を設置できること

(2) 以下の条件を満たす法人であること

鈴鹿亀山地区広域連合管内において、老人保健施設又は特別養護老人ホームを運営する医療法人又は社会福祉法人

5 業務内容

(1) 包括的支援事業

(2) 鈴鹿亀山地区広域連合が指定する事業

(3) 指定介護予防支援事業

(4) その他

6 人員体制

(1) 3 職種の配置

① 保健師その他これに準ずる者

② 社会福祉士

③ 主任介護支援専門員

(2) センター配置人数

別紙2のとおり

7 予算案

別紙3のとおり

8 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定を行う。

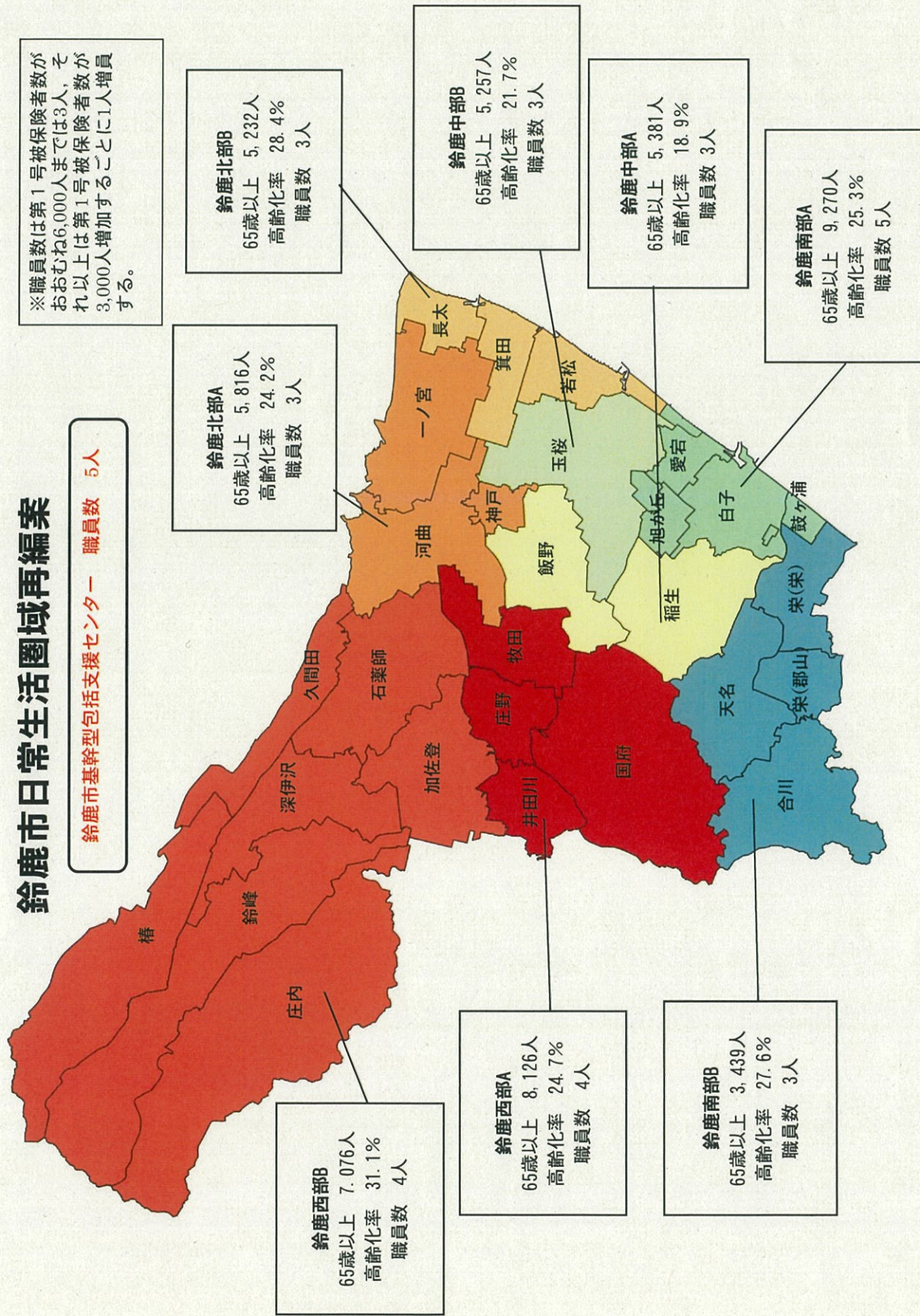
9 公募日程

公募説明会	10月上旬
応募書類提出	11月中旬
受託候補者選定	11月下旬
運営協議会による審査・承認	12月中旬

鈴鹿市日常生活圏域再編案

鈴鹿市基幹型包括支援センター 職員数 5人

※職員数は第1号被保険者数がおおむね6,000人までは3人、それ以上は第1号被保険者数が3,000人増加することにより1人増員する。



センター職員人数（サブセンター・ブランチ含む）

別紙 2

圏域	現在	圏域	分割後	増加数
基幹型	0	基幹型	5	5
西部	8	西部 A	4	0
		西部 B	4	
北部	5	北部 A	3	1
		北部 B	3	
中部	5	中部 A	3	1
		中部 B	3	
南部	6	南部 A	5	2
		南部 B	3	
鈴鹿市計	24	鈴鹿市計	33	9
基幹型	0	基幹型	3	3
亀山	9	亀山1	4	-1
		亀山2	4	
亀山市計	9	亀山市計	11	2
広域連合計	33	広域連合計	44	11

現在との予算額比較

	条例第4条 (セタ-長 700万円)	条例第4条 (600万円×2人)	条例第4条の2 (600万円×人数)	包括の総括、支援	事務費相当分	サブセクター 人件費+事務費	プランチ事業	介護予防普及啓発	合 計
鈴鹿市現在	28,000,000	48,000,000	48,000,000	2,500,000	13,600,000	17,500,000	6,500,000	400,000	164,500,000
鈴鹿市分割後	63,000,000	108,000,000	36,000,000		30,600,000			900,000	238,500,000
差引分	35,000,000	60,000,000	-12,000,000	-2,500,000	17,000,000	-17,500,000	-6,500,000	500,000	74,000,000

亀山市現在	7,000,000	12,000,000	18,000,000		3,400,000		6,000,000	100,000	46,500,000
亀山市分割後	21,000,000	36,000,000	12,000,000		10,200,000			300,000	79,500,000
差引分	14,000,000	24,000,000	-6,000,000	0	6,800,000	0	-6,000,000	200,000	33,000,000

	条例第4条 (セタ-長 700万円)	条例第4条 (600万円×2人)	条例第4条の2 (600万円×人数)	包括の総括、支援	事務費相当分	サブセクター 人件費+事務費	プランチ事業	介護予防普及啓発	合 計
広域連合現在	35,000,000	60,000,000	66,000,000	2,500,000	17,000,000	17,500,000	12,500,000	500,000	211,000,000
広域連合分割後	84,000,000	144,000,000	48,000,000	0	40,800,000	0	0	1,200,000	318,000,000
差引分	49,000,000	84,000,000	-18,000,000	-2,500,000	23,800,000	-17,500,000	-12,500,000	700,000	107,000,000

鈴鹿市亀山市予算割合

鈴鹿市	亀山市	広域連合
238,500,000	79,500,000	318,000,000
75.0%	25.0%	100.0%

※負担割合 国38.5%, 県19.25%, 市19.25%, 一号保険料23.0%

連合負担金現在	40,617,500
連合負担金分割後	61,215,000
増加分	20,597,500

鈴鹿市亀山市負担金増加分

	鈴鹿市	亀山市	広域連合
増加額	15,689,116	4,908,384	20,597,500
負担割合	76.17%	23.83%	100.0%